

17日知理第 71号
2018年2月16日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

一般社団法人 日本知的財産協会
理事長 近藤 健治



件名：「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見

拝 啓 時下 ますますご清栄のことと お慶び申し上げます。

平成30年1月18日付で意見募集がありました「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定について、以下の通り、意見を提出致します。

敬 具

「知的財産推進計画 2018」・「知的財産戦略ビジョン」の策定に向けた意見

- ・法人・団体名（ふりがな）：一般社団法人 日本知的財産協会
(いっぽんしゃだんほうじん にほんちてきざいさんきょうかい)
- ・担当者所属：事務局
- ・担当者氏名：事務局長代行 伊藤 寛
- ・住所：〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目6番1号 (朝日生命大手町ビル内)
- ・電話番号：03-5205-3321
- ・ファックス番号：03-5205-3391
- ・電子メール：ito@jipa.or.jp

意見《要旨》

本意見は次の要望を含む。

- ・第4次産業革命に係る各国政策動向の一元的・網羅的情報収集・整理と公表
- ・権利侵害でも差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法措置の検討
- ・グローバル視点で実効性ある SEP 交渉ガイドライン策定
- ・競争領域の「データ囲込み」と協調領域の「データ利活用」のバランスある法整備と運用
- ・諸外国の商業データの域外持出規制の実態把握と対策検討
- ・著作権ライセンシーの第三者対抗制度の導入

意見《全文》

◆第4次産業革命の推進にあたり、政府にお願いしたい基本的要望事項

世界中で第4次産業革命が進行する中、各国における第4次産業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向も目まぐるしく動いています。グローバルにビジネス展開する日本企業にとり、こうした世界の政策動向情報は極めて重要です。政府には、府省庁を超えて一元的・網羅的に、世界各国・地域における第4次産業革命対応の法規制整備・制度制定等の政策動向情報を隨時収集・整理し、公表頂くことを、要望します。

『(A)知財推進計画 2018 策定』に関する意見

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「2. 知財システム基盤の整備」「① 知財紛争処理システムの基盤整備」に対する意見

●差止請求権につき：権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする立法による措置に関し、議論・検討を進めて頂きますようお願いします

差止請求権については、権利者と実施者の利益バランスを十分考慮することが必要です。例えば、標準規格必須特許（SEP）の権利者が（F）RAND宣言を行った場合には差止が馴染まないケースがある一方で、標準規格や標準規格必須特許の実装に際し必要な特許の実施料支払いについて実施者が不誠実または悪質である場合にまで差止を行えないとすると権利者との間の利益バランスを欠くケースも出てきます。こういったケースはSEPに限らず、今後、第4次産業革命の進行に伴い様々な局面で出てくることが予想されます。従って、差止の可否については、裁判所が個別の事案に応じて判断するのが適切と考えます。

現行法は、裁判所が権利侵害を認容すると差止請求も自動的に認容せざるを得ない建付けとなっており、例外は民法の権利濫用の法理または競争法が適用される場合に限られます。裁判所は権利濫用の法理の適用には格別謙抑的であるため、裁判所が個別の事案に応じて差止の可否を判断できる権原として、権利侵害の場合であっても差止命令と差止範囲は裁判所の裁量事項とする、立法による後押し（措置）に関して、今一度、議論・検討を進めて頂きますようお願いします。

●標準必須特許のライセンス交渉に関するガイドライン策定につき：グローバル視点で運用面の実効性を高める取り組みをお願いします

現在特許庁が進めているガイドライン策定に当たっては、標準必須特許を巡る海外裁判例の紹介に留めず、判例毎に異なる背景事情（法体系の違い含め）や未確定事案も多いことを勘案し、ライセンス交渉に不慣れな企業に誤解や不利になる影響を与えないよう、検討をお願いします。グローバルな視点から運用面の実効性を高めるよう、各国特許庁や司法を交えた国際連携の取り組みもお願いします。

●判定制度を活用した標準必須性に係る判断につき：PAE に悪用されない運用をお願いします
特許庁による判定制度では、法的拘束力は無いにしても、仮想対象物品と特許権の技術的範囲の属否判断が公開されることもあり、PAE などに悪用されないよう運用面の検討・配慮をお願いします。

●損害賠償につき：訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入には断固として反対します【再掲】

訴訟のインセンティブ目的での懲罰的賠償制度の導入は、PAE に悪用されかねないため、断固として反対します。現時点においては権利の価値を適切に評価できるシステムがないため、正当な損害額が認定されていない、という不満が産業界にはあります。権利の価値を適切に評価できるシステムがあれば、懲罰的賠償制度等の導入に依らずとも、損害賠償額は権利の価値を正当に反映するレベルまで自然と増額されるものと考えます。海外各国の動きやシステムも参考にした上で、金融機関がビジネス視点で権利の価値を適切に評価できるシステムを構築することが、大切であると考えます。

●裁判外紛争解決手続（ADR）の拡充・活性化につき：当事者がメリット・デメリットを理解し納得・合意の上で ADR を活用できるよう、適切な機会の紹介や提供をお願いします

複雑な紛争や中小企業の紛争において、ADR は、一般の裁判に比してコスト・時間・リソースをセーブできるメリットがある半面、当事者の意見が十分反映されないまま判断となるケースもあり、一概に ADR が優れているというものではないと考えます。当事者がそうしたメリット・デメリット等を理解しながら納得と合意の上で ADR が活用されるよう、引き続き適切な機会の紹介や提供をお願いします。

●国際仲裁の活性化につき：その重要性に鑑み、知的財産関連の国際仲裁の近時の実態を調査頂くとともに、我が国に世界をリードする国際仲裁機関を設置することを検討頂きますよう要望します

企業活動のクロスボーダー化の進展と世界的な保護主義の台頭が相まって、知的財産関連の国際仲裁・調停の活性化は重要性を増しています。特に、先進技術の知見・理解に優れ 同時に 保護主義等偏向のない中立性を担保した国際仲裁・調停が求められるところ、既存の国際仲裁機関における知的財産関連の仲裁・調停の近時の実態はあまり明らかになっておりません。これを調査頂くとともに、知的財産関連の国際仲裁・調停において世界の規範となる仲裁機関を我が国に設立することも重要な意義があると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AI の利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「①データ利活用促進のための知財制度等の構築」に対する意見

●公正な競争秩序の確保につき：競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、ビジネスモデルに依りどちらも競争優位の源泉となるものであり、バランスのとれた法整備・運用を要望します

産業構造審議会 不正競争防止小委員会が 2018 年 1 月に公表した「データ利活用促進に向けた検討 中間報告」に、基本的に賛同します。第4次産業革命の実現にデータ利活用の促進は不可欠ですが、その前提になる企

業のオープン＆クローズ戦略では、競争領域の「データ囲い込み」と協調領域の「データ利活用」は、(同一企業に於いても) ビジネスマodelに依り、どちらも競争優位の源泉となるものです。今後なされる法改正では、こうした企業の多様なビジネスモデル創出の活力を削ぐことのないよう、データの保有・提供とデータの利活用の一方利益に偏ることなく、それぞれの立場が尊重され懸念が生じない制度整備・運用とするよう、要望します。また法運用を明確にするため、ガイドラインの早急な整備もお願いします。

●データ利活用に関連する競争確保につき：企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺しないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的に整合して頂くよう、要望します。

公正取引委員会が2017年6月に公表した「データと競争政策に関する検討会 報告書」に、基本的に賛同します。一方で企業は、新たな技術イノベーションからビジネスイノベーションを創出すべく活発な試行と競争を繰り返しており、競争当局による企業活動への介入が過ぎると、却ってこうした競争を阻害することになります。企業の多様なビジネスモデル創出の活力と可能性を減殺することのないよう、競争法に基づく企業活動の制限は、必要最小限に且つ国際的にも整合して頂くよう、要望します。

●諸外国での商業データの域外持出し規制について：日本政府による実態把握と必要な対策を要望します

昨今、国・地域内で収集した商業データの域外への移転を制限する施策を打ち出す動きが、中国（インターネット安全法）、欧州（GDPR：一般データ保護規制）、米国（CFIUS：外資による企業買収規制）などいくつかの国・地域で見られます。個人情報保護や安全保障を大義名分とする措置とされますが、他方、国家による経済覇権狙いのデータ囲い込みとも取れる状況が生じる懸念もあります。我が国としては、かかる諸外国における域外へのデータ持ち出し規制の動きに対し、その実態を注視するとともに、我が国企業が不当に不利益を被らないよう適時に適切な措置を取れるよう、対応策の検討を要望します。

対応策の一として、我が国が主導して、多国間（例えばWTOの枠組み）または2国間で、適切にデータを移転しやすくするルール作りを推進して頂くことを、提案します。また、我が国においてデータ保護を目的とする規制を制定する場合には、先行する諸外国と我が国とで整合性のある制度を制定するよう、諸外国に積極的な働きかけを行って頂きますよう、提案します。

●データ利用に関する契約の支援につき：国による契約ガイドラインの提示は異業種間の円滑な協業に有益ですが、今後のビジネス環境変化への即応と、企業の契約の自由裁量を損ねない配慮を、お願いします

2017年5月に経済産業省とIoT推進コンソーシアムが公表した「データの利用権限に関する契約ガイドライン」、同年12月に経済産業省が開始した「データ契約ガイドライン検討会」等の取組みは、今後データ等の情報資産が多様化し、様々な業種間で情報資産を巡り円滑な協業を促進する上で、有益と考えます。

今後の異業種間のデータ利活用形態の多様化やデータ取引の環境変化に即応して、漸次、より合理性のある内容に改訂していくことをお願いします。また、国境を越えた事業者間での協議においても有効なツールとなるよう、各関係部門との協議・調整にも取組まれることをお願いします。

他方、ガイドラインではカバーできない個別の諸事情もある中で、ガイドラインにより当事者の契約の自由

裁量が縛られ、イノベーション創出に対する委縮効果に繋がらないよう、ご配慮頂きたいと考えます。

なお、データの重要性とその国際的流通性に鑑みれば、単に契約違反行為に対する法的措置だけでは実効性に限界があり、データを保護する適切な技術的手段の提供と選択を促進し、安心してデータを流通させられるビジネス基盤の確立を推進することが、今後のデータ取引契約における重要課題になると考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AIの利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」に於ける保護客体についての意見

●データ構造の特許審査に係る事例の周知につき：更なる事例の追加と国際的な調和をお願いします

「データ構造」の発明について審査ハンドブックに事例追加がなされ、明確化に向け前進したものの、発明該当性を満たすか否かの境となる事例が依然として不足しています。発明該当性の判断に資する更なる事例の追加をお願いします。

また、他国に対しても「データ構造」の発明の取扱いについて明確化するように働きかけ、グローバルな権利取得を支援する情報の提供や審査基準の調和をお願いします。

●AI生成物の知財制度上の在り方につき：AI技術の変化等を注視した具体的な事例を踏まえた状況（海外での取扱状況、社会的コンセンサスの醸成状況を含む）の整理・共有・対応方法の例示を、お願いします

「AI生成物に関する具体的な事例の継続的な把握」、「AI生成物に関する人間の創作的寄与の程度の考え方」、「AI生成物が問題となる可能性」など、AI技術の変化等を注視した、具体的な事例を踏まえた状況の整理と共有、対応方法の例示など、引き続きお願いします。

AI生成物の権利については、データの提供元・AIベンダー・ユーザのそれぞれの立場から様々なAI流通のパターンを想定し、保護が必要な対象を十分検討して制度設計して頂きますようお願いします。社会的コンセンサスの醸成状況や海外での取扱い状況を踏まえて権利を定めていくことが望ましいと考えます。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」「1. データ・AIの利活用促進による産業競争力強化に向けた知財制度の構築」「③第四次産業革命（Society 5.0）の基盤となる著作権システムの構築」に対する意見

●著作権のライセンサーの第三者対抗制度につき：

- ①速やかな導入を要望します
- ②併せて、当然対抗制度の導入についても検討願います

① 著作権の利用許諾契約におけるライセンサーの地位は不安定であり、ライセンサーが著作権を第三者に譲渡した場合や、ライセンサーの破産により破産管財人に管理・処分権限が与えられた場合に、新たな著作権者等の方針によっては、ライセンサーがそれまで通りの地位を享受できなく場合もあります。

特に、ライセンサーがソフトウェア等の著作権を用いたビジネスを展開している際には、当該著作権が譲渡されることにより、ビジネスの中止等、不測かつ重大な損害が生じるリスクもあります。このようなリスクは、AIベンチャー等、規模は小さくても革新的な技術やソフトウェアを有している企業との提携を躊躇させる一因ともなります。一方で、既存の著作権法には一般的な利用許諾契約の公示制度等や許諾を受けた者の地位を保護するための制度が存在せず、ビジネスの場面で同様に用いられる特許権等と比較するとライセンサーのリスクはより大きなものとなっています。

そこで、著作権の利用許諾を受けているライセンサーが、当該著作権の譲渡等がなされた後も自己の利用許諾契約上の地位を第三者に対抗できる制度を、速やかに導入して頂きたいと存じます。

② また、著作権の利用許諾契約の中には、秘匿性が高いものや、対象となる著作権を逐一特定し登録を備えることが現実的でないものも多いことから、制度設計に際しては、登録を不要とする当然対抗制度の導入を有力な選択肢として検討をお願いします。

●イノベーション促進に向けた権利制限規定等の検討につき：

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」に適用できる柔軟な権利制限規定に関する著作権法の改正や、今次改正で継続検討とされた利用ニーズへの対応を望みます

「著作物の表現を享受しない行為」や「著作物の表示などが軽微である利用行為」などに適用できる、柔軟性を有する権利制限規定を含む著作権改正法案が、第196回国会へ上程されることが期待されます。同改正法の成立・施行後であっても、法の運用状況に鑑みて、創作活動に対するインセンティブや権利保護と利用のバランスに配慮しつつ、健全なイノベーション創出環境を構築し、社会全体で利益を享受できるようにするためのより良い制度を整備する観点から、今次改正において継続検討とされた利用ニーズへの対応や、また更なる社会状況の変化に照らし、事後規制型（一般条項等）の法整備も含め、引き続き検討をお願いします。

●持続的なコンテンツ再生産に繋げるための環境整備につき：コンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を図る、新たな仕組みを奨励する検討をお願いします

音楽等のコンテンツの視聴環境の変化に照らすと、現行の私的録音録画補償金制度が対象とする私的複製は、今後縮小することが予想されます。従って、指定団体を介した私的録音録画補償金制度の維持・拡大を図るのではなく、今後はコンテンツの利用契約による当事者間の直接取引と、技術による正当なコンテンツ管理により解決を見出していくことが望ましいと考えられ、新たな仕組みを奨励する方向の検討をお願いします。

●教育の情報化の推進につき：遠隔教育のICT活用に向けた法改正に際し、補償金支払いの予算措置等運用面の検討も併せてお願いします

ICT活用教育における著作物の円滑な利活用にむけて文化審議会著作権分科会にて検討されたところ、合同授業型を除く遠隔授業の場合に現行で許諾が必要な行為について、今後は許諾不要で補償金支払いによる利用を認めるとの整理がなされました。これに従い法改正がなされるのであれば、教育現場での法遵守を徹底するための施策とともに、遠隔教育・ICT活用を阻害することのないよう、補償金支払いのための予算措置

等も含めた運用面についても併せて検討をお願いします。

- 円滑なライセンシング体制の整備・構築につき：著作権法第47条の7但書で権利制限対象から除外されている情報分析用データベースを、簡易・安価に利用できる契約スキーム構築を支援する施策を要望します

Society 5.0においては、製造業の革新や生産性の向上など経済的発展を主眼とする欧米型の取組みに加え、少子高齢化や地方の過疎化、環境・エネルギー、防災対策など多岐にわたる社会的問題の解決も志向しています。集積されるデータやコンテンツは質・量ともに膨大になりますが、社会的・共益的な価値実現の見地からすると、個々の著作権に対する対応・処理がボトルネックとなり得ます。従い、データやデータを収録するデータベースの利用促進を進める必要があります。

著作権法第47条の7但書で権利制限の対象から除外されている情報分析用データベースについて、簡易かつ安価に利用できるライセンススキーム・ルールの構築を支援する施策を検討されるよう要望します。

また欧州においては、2017年に DSM (Digital Single Market 戦略) の指令案が検討されており、欧州議会法務委員会の修正提案では契約の調整や紛争解決の仕組みについて言及しています。我が国においても、国内の利害関係調整に終始せず、グローバルな視点で協調と競争を志向する法制・制度設計を要望します。

「I. 第4次産業革命（Society 5.0）の基盤となる知財システムの構築」に係るその他の意見

- ブロックチェーン技術の知財実務への適用につき：産官学で検討を進めることを提案します

ブロックチェーン技術は、データ改竄を不可能とするがゆえに、様々な知財に関わる情報登録・先使用権立証・ライセンス管理・不正使用取締など、幅広い知財関連分野での利用の可能性が指摘されています。知財実務へのブロックチェーン技術の適用について、産官学で検討を進めることを提案します。

「2. 知財システム基盤の整備」「国際連携の推進」についての意見

- TPP12が目指す高いレベルの通商関連協定の実現につき：日本がイニシアチブを發揮して、米国の TPP 復帰を含め、推進して頂きたい

米国の TPP 離脱大統領令や、英国の EU 離脱国民投票など、主要国で保護主義の台頭が見られます。我が国にとり自由貿易は産業競争力の必要条件です。米国離脱に拘わらず、TPP11 交渉を主導的に進め合意に到つたことは高く評価に値するものと考えます。今後も、知的財産分野に代表される TPP が目指す高いレベルの通商ルールを、後退させることなく、米国の TPP 復帰を含め、イニシアチブを發揮して推進して頂きたいと考えます。

- 知的財産システム向上に向けた国際連携の強化につき：五大特許庁、B+会合参加国と、効率的に安定した権利を確保できる知財システムの構築に向け、継続して取組んで頂きたい【継続】

五大特許庁（IP5：日本、米国、欧州、中国、韓国）による連携活動の柱の一であるグローバル・ドシエは、ワンポータル・ドシエに代表されるように利便性が向上しています。当協会は今後も特許庁との緊密な議論に貢献して参りますので、優先順位を加味しながら着実に利便性が向上することを希望します。

記載要件や單一性等の手続調和は、事例研究やパイロット・プログラムの蓄積が進捗したと認識しており、運用基準やガイドライン等への落とし込みの実現を進めて頂きたい。

衝突出願やグレース・ピリオド等の実体的制度の調和は、3極（日本・米国・欧州）のユーザ間での議論が進捗しています。当協会は、ユーザの業務実態を踏まえ特許庁との議論に貢献して参りますので、B十会合参加国における具体的な調和の実現に向けた検討を進めて頂きたく存じます。

IoT技術の進展に基づき産業構造や事業特性が変化する中、変化に適合した制度構築や制度運用についても、IP5や3極の特許庁間で協調した検討が推進されることを希望します。

●新興国への我が国知財システムの普及と浸透につき：知的財産権制度、営業秘密保護制度、先使用権制度の普及・啓発支援を推進して頂きたい【継続】

新興国に対し、特許や商標等の諸制度の支援のみならず、営業秘密についても適切に保護されるための法整備や啓発活動について、新興国政府への働きかけ支援などを積極的に行っていく必要があります。

営業秘密保護と並行して先使用権の議論が必要と考えます。この場合、海外の関係政府機関やユーザ団体などとの協調が必要です。先使用権を認める範囲や実施条件など議論を進めて頂きたいと考えます。

「2. 知財システム基盤の整備」「②世界をリードする審査の実現によるグローバル事業展開支援の強化」「第4次産業革命時代に対応した特許審査体制の整備・強化」についての意見

●特許審査体制の整備・強化につき：

①知財審査関連業務の生産性向上に協力して頂きたい

②グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進して頂きたい【継続】

① 働き方改革として、より生産的事項に我が国的人的リソースを投入し更なる経済発展を目指すべく、諸外国のクレームの記載様式や料金体系の相違のために強いられている、単純なクレーム書き換え作業など、非生産的な作業から解放されるように、弁理士を含めた、我が国全体の知財審査関連業務の生産性向上に向けてご協力頂きたいと考えます。

② グローバルな権利取得に向け、国際的な審査ハーモを日本特許庁の主導で推進頂きたい。一足飛びの実現は困難なので、サーチ手法、新規性の基礎に用いる文献、新規性判断、進歩性判断など、マイルストーン設定により、ユーザ意見も取り入れながら step by step アプローチで、実現を目指して頂きたい。日米協働調査の利用状況が振るわない現実もあり、ユーザへの利用メリットの発信、庁費用ディスカウントなどの追加的措置により利用促進するとともに、サーチを支援する翻訳システムの5庁連携開発等の可能性を検討し、本取り組みが有効に働くように推進をお願いします。【継続】

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「①企業・業界における標準化戦略の強化」に対する意見

●オープンデータ化につき：日本としてどのような形で推進すべきか産官学による検討を提案します

Linux Foundation の Community Data License Agreement (CDLA)のようなオープンデータ化のためのライセンス契約書が公表されていますが、日本として、オープンデータ化をどのような形で推進するのか、産官学で検討することを提案します。例えば、ライセンス条件をとっても、従来のような、無制限・無条件でのオープン化や、データにおける著作権の側面だけを手当したオープン化では、不十分である場合が多い。また、オープンデータ化を進めるためのインフラをどう構築していくのかの議論の検討も必要と考えます。

●基準認証小委員会「今後の基準認証の在り方」答申につき：答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」の具体的施策を要望します

産業構造審議会 基準認証小委員会の「今後の基準認証の在り方」答申において、日本の標準化活動は活動領域・方法・制度設計を大きく変える時期に来ており、企業や産業界はグローバルな競争力強化にとって重要な市場優位性獲得ツールとしての標準化戦略をどう実施すべきか、という問題認識を提示しています。これは、これまでの標準化活動そのものに焦点を当てた戦略から脱却して、研究開発・知財と並行して標準化を進める仕組みなどの、統合的な標準化戦略へ移行することの必要性を指摘しています。この指摘点は非常に重要であり、これを受けた政府が工業標準化法の改正準備に入っていることを心強く思います。2018年の計画には、是非、この答申に盛り込まれた「統合的な官民標準化戦略」、「情報収集から普及までを見据えた官民標準化体制の構築」に基づいた具体的施策の検討が盛り込まれますようお願いします。

●経営層の啓発・理解の促進につき：アクションアイテムの実施促進と進捗の公表をお願いします

2017年1月に標準化官民戦略会議が公表した「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」では、これまで重点が置かれてきた標準化専門人材に加えて、事業・経営の一部として標準化戦略を描くべく、経営層を中心とした「ルール形成戦略マネジメント人材」や、企画経営部門、営業部門などのエンジニア以外の社内人材、金融機関や弁理士など企業の「標準化を支える人材」の育成・確保が重要としています。これを受ける形で、知的財産推進計画2017の工程表44項目の「標準化人材の育成強化」には4つの施策が明記されています。このうち、専門人材育成のための「ISO/IEC国際標準化人材育成講座」については継続実施されており、これまで同様の成果が期待できると思われます。一方で、特に必要性が強調されている経営層に対する普及活動については、本アクションプランの中でも「具体的な取組」として「政府が国際標準化に関するパラダイムシフト、具体的成功・失敗事例、欧・米・新興国の標準化活動動向を含むキラーコンテンツを作成し、工業会の経営層レベルの会合や個社訪問を通じて標準化活動の重要性を発信すること」とされています。経営層の啓発・理解の促進に関しては、ボトムアップでの成果が得られにくい傾向があり、産業界としても政府からの働きかけに特に期待し、お願いしたいところであります。については、同アクションアイテ

ムの実施促進をお願いすると同時に、実施の進捗状況および結果について公表して頂きたく、お願いいいたします。

●標準化活用支援パートナーシップ制度につき：継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いします【継続】

平成27年11月に開始された標準化活用支援パートナーシップ制度は、「中堅・中小企業等が身近なパートナー機関に標準化についても相談ができ、従前からの支援措置と標準化活用に係る支援を一体的・相互補完的に受けることができる」との目的・効果を掲げています。これを受け、各種セミナーを実施され、パートナー機関が順調に増加した結果、新市場創造型標準化制度の活用実績も上がっています。引き続き、継続的な活動を推進すると同時に、成功例の周知による更なる啓発をお願いいたします。

また、制度開始から2年が経過し、上記したような標準化をめぐる状況変化が激しいことから、この制度においても、より統合的な標準化戦略に沿った方向性を出していくのが望ましいと考えます。例えば、研究開発機関がパートナー機関である場合には、研究開発から標準化まで一貫した支援が受けられるのですが、一方で、パートナー機関として地域発明協会や弁理士会を利用した場合にも、知財と並行して標準化を進める支援が受けられることが好ましいです。特に、地域発明協会は、協会設立趣旨に地方創生・地域産業活性化があることから、本制度とのなじみもよいと思われます。岡山県発明協会がパートナー機関登録していますが、その他の地域発明協会でも、積極的にパートナー登録されますよう働きかけて頂きたい。また、日本弁理士会は、パートナー機関としての登録もされていますが、今後標榜業務として弁理士法に標準支援業務を明記するとの動きもあり、支部レベルでの活動を含めて積極的に業務として取り組まれますようお願いします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「②オープン＆クローズ戦略下での知財マネジメントの在り方」「営業秘密の保護強化」に対する意見

●立証責任の緩和（推定規定）につき：「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」で推定する場合の要件を明確にして政令に規定して頂きたい

平成27年の不正競争防止法の改正で新たに規定された、推定規定（第5条の二）は生産方法についてのみ規定され、その他は政令で定めるとされています。2018年1月に公表された産業構造審議会 不正競争防止小委員会の「中間報告」では、「分析方法」、「評価方法（予測方法を含む）」について政令で規定すべきであるとしています。政令で規定するに当たっては、立法の趣旨である立証責任の緩和が図られているかを慎重に検証し、規定する場合には、本規定が乱用される懸念も踏まえて、その要件を明確したうえで規定して頂きたいと考えます。

同時に、不正競争防止法の侵害訴訟における証拠収集手続についても、証拠調べの必要性の判断が適切になされるよう規定を整備して頂きますようお願いします。

●水際措置の導入：【継続】

関税定率法等の一部を改正する法律により、営業秘密侵害品が、関税法上の「輸出してはならない貨物及び輸入してはならない貨物」に追加されています。営業秘密侵害品については、経済産業大臣の認定を受けることになっていますが、その認定が適切になされるよう、引き続きご尽力頂きたい。

●周知・普及活動の継続実施：【継続】

営業秘密として企業のアイデア保護を啓発する活動を引き続きお願ひします。IoT・AI・ビッグデータに関するビジネスでは、啓発活動に加えて、事例や注意点の提供をお願いします。

●「秘密情報の保護ハンドブック」の普及・啓発：【継続】

情報のデジタル化、ネット環境進展を踏まえ、営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対策を含めた記載の充実、およびその普及・啓発を、引き続き実施頂きたい。

特に、ICT技術の進展・普及で伸張しつつあるビジネス形態にも考慮して、「営業秘密官民フォーラム」等のインフラを活かし、幅広く官民が連携した対策が促進されるよう、取り組みを継続して頂きたい。

●営業秘密情報の保管システムの構築：【継続】

INPITが開始した「タイムスタンプ保管サービス」は、営業秘密情報の時間的特定に有効です。このサービスの有用性・有益性について、引き続き、啓発頂きたい、また、同サービスの利用状況についても開示をお願いします。

「3. グローバル市場をリードする知財・標準化戦略の一体的推進」「③知財マネジメント人材等の育成・確保」に対する意見

知財マネジメント人材等の育成・確保において、総合知財戦略構築支援が可能な人材育成やグローバルな知財人材育成という視点に、賛同します。そのうえで、このような知財人材を育成するにあたり、次の二つが重要と考えます。この点ご配慮の上、知財人材育成の企画・推進をお願いします。

①知財戦略を構築するにあたりグローバル展開を含めたビジネスの文脈を理解するスキル

このような「ビジネスを読み解くスキル」「ビジネス起点で発想する癖」を持つ知財人材を育成すべきと考えます。

②中小企業経営層向けのケース教材開発・ダウンロードサービスを、大企業の経営層・企画部門・事業部門にも展開すること

第4次産業革命時代において、中小企業と大企業の垣根は益々低くなり、あらゆるビジネスケースも近づいてくると考えられるからです。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「1. 攻めの農林水産業・食料産業等を支える知財活用・強化」に対する意見

●農林水産分野における知財戦略の推進につき：農林水産系研究機関の職員の知財スキルを高めて頂きたい

農林水産分野における知財戦略の推進においては、農業関係者（農業者及び農業指導者等）に対する知財マネジメントの普及・啓発だけでなく、国・地域の農林系研究機関、水産系研究機関の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発が緊要であります。民間企業が国・地域の農林水産系研究機関と連携するニーズが高まる中、これら研究機関の職員レベルでの知的財産マネジメントの知識・能力不足が、民間企業との連携や今後のグローバル・ビジネスにおいて日本の産業発展の妨げとならないよう、迅速・積極的に、当該研究機関等の職員に対する知的財産マネジメントの普及・啓発を推進頂きたいと考えます。

また、地方再生の重要施策でもあることから、各地方の自治体、公設試験研究機関、生産者、食品加工業、生鮮流通業等をドメインとした、知的財産マネジメントの普及・啓発、知的財産による事業強化と地域活性化の推進をお願いします。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「2. 地方・中小企業による知財活用と産学・産産連携の推進」に対する意見

●地方・中小企業の知財活用につき：大企業やアカデミアとの提携を促進する仕組み作りをお願いします

中小企業が今後成長していくためには、大企業、アカデミア、ベンチャーなどとの提携が鍵になると考えられますが、その提携（マッチング）を促進する仕組み作りを国に主導して頂きたい。これは大企業にとっても、自社にとり魅力ある中小企業を見いだすツールとなり、双方に有益です。

●産学・産産連携の推進につき：【継続】

- ①PDCAサイクルの進捗の公表をお願いします
- ②事業起点の事業プロデュースチームの設置と目利き人材の増員を期待します
- ③大企業からの技術移転の支援を期待します
- ④地域・中小企業とのマッチングに貢献した大企業への金銭的インセンティブの付与を検討願います

① 一昨年に策定された「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」の実効性を担保するため、これ迄の活動の評価・課題抽出・改善のPDCAサイクルを確実に回し、公表して頂きたいと考えます。

② 地方・中小企業における産学・産産連携についても種々施策が進行中ですが、これら連携を更に進めていくには、技術・知財起点の事業創出ではなく、地方やニッチな顧客ニーズから事業化検討を行い、技術・知財を活用していく、事業起点の考えが重要と考えます。それらの施策として挙げられている地域中核企業、地域大学をつなぐ事業プロデュースチームの設置や、地域の中小企業のニーズを掘り起こし、全国の大学や、大企業とマッチングさせる人材（目利き人材）の更なる増員を期待します。

③ 地域、中小企業とのマッチングについては、大学等との連携も大事ですが、顧客ニーズにマッチングした技術という観点では、常に事業化を意識し研究開発を実施している大企業の方が多い対象技術・知財を有しています。しかし大企業は、技術移転に際しリソースの持ち出しを伴う事が多いので、産産連携に躊躇

しているのが実態です。そこで、各施策に挙げられている人材や事業化チーム等が、大企業支援（契約、技術サポート等）を更に進めて頂ける事を期待します。

④ 地域、中小企業とのビジネスマッチングに積極的に取り組む大企業には、知財功労賞等の表彰制度だけでなく、金銭的なインセンティブ（税制優遇、報奨金等）の付与についても検討願います。

「II. 知財の潜在力を活用した地方創生とイノベーション推進」「3. 「国民一人ひとりが知財人材」を目指した知財教育・知財人材育成の推進」に対する意見

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

昨年提出した意見に付言すると、知財人材育成と直結する重要課題として、理系人材の育成があります。近年、我が国における理系の高等教育履修者数、海外への留学者数、論文発表数・被引用数、海外研究者との共同研究数等の指標において、国際的地位の低下が見られます。国を挙げてこの抜本的解決に取り組んで頂きますよう、お願ひします。

「III. コンテンツ力の強化」「1. コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化」に対する意見

●模倣品・海賊版対策（インターネット上で流通する模倣品・海賊版対策）：につき

①海外法執行機関との取締り連携、悪質リーチサイトに対する法整備の促進をお願いします

②表現行為への配慮をお願いします

③サイトブロッキングの現実的対応の検討をお願いします

近年の海賊版サイトの悪質化に鑑み、具体的な対策の実現が迫られている、と考えます。

① 海賊版サイトによる被害を無くすには、諸外国の法執行機関との間で、海賊版サイトの取締りに向けた連携をより一層強化して頂くことが最善の策です。それと平行して、権利者の利益を不当に害する悪質なリーチサイトに対する法制面の整備について、検討のスピードを上げて頂きたいと存じます。

② 一方で、リンクがインターネットにおける極めて重要な機能であり、リンクの提供行為が表現行為の一部を構成する場合もあるため、検討に当たっては、「悪質なサイトを規制する」という目的を超えて 表現行為に過度の萎縮が生じてしまうことのないよう、十分に配慮をお願いします。

③ またサイトブロッキングは、通信の秘密との関係で常に緊張関係を孕んでおり留意が必要ですが、他に方法が無い場合の手段として、権利者及び通信に関与する者の協調を通じて、現実的な対応を含め、具体的に検討されるべきタイミングに来ている、と考えます。

■ 特定分野の知的財産制度についての意見

1. 意匠制度・運用の見直しと国際連携 【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

2. 商標制度・運用の見直し

①特許庁の商標の審査における「類似商品・役務審査基準」の見直し

特許庁では、出願された商標が他人の先行する出願にかかる商標と類似するか否かを審査するにあたり、「類似商品・役務審査基準」に基づいて判断されています。

この「類似商品・役務審査基準」では所定の共通性を有する商品及び役務同士がグループ化され、各グループに「類似群コード」が付与されています。(※3)。審査ではこの類似群コードは同一の場合、商品又は役務は類似するものと推定されており、商品役務間の類似の判断において比較的画一的な運用がなされています。

しかしながら、商品や役務は時代と共に変容し、市場の規模や競合製品、類似製品の流通量といった取引実情は常に変動しています。そのため、各類似群コードに該当する商品や役務の市場における流通量のばらつきが大きくなり、ビジネスに実態に照らしたユーザ間の公平性が十分担保されておらず、いくつかの分野においては商標の選択肢が非常に制限される事態となっています。

なかでも、IoT、AI やビッグデータに深く関連するソフトウェア(審査基準上「電子計算機用プログラム」)やコンピュータ(同じく「電子応用機械器具」)等の電気応用機械器具に対応する類似群コードは現状1つ(11C01)となっています。近年、インターネット上の商取引やプロモーション活動において、スマートフォン等モバイル端末用のアプリケーションをはじめとしてソフトウェアを利用する企業が大勢を占め、当該類似群コードは産業分野に関わらず権利化を検討する領域となっています。

同時に、コンシューマ向け、エンタープライズ向け等 利用・用途目的が異なる分野であっても、ソフトウェアの名称であれば一律に当該類似群コードが割り当てられています。

そのため、当該類似群コードに関わる商標登録出願においては、特に商標の選択の幅が限られる事態となっており、需要者・取引者間の出所の混同が生じ難いと思われます。商品・役務間であったとしても、審査において類似と判断され登録ができなくなりつつあります。

上記を踏まえ、「類似商品・役務審査基準」における類似群コードは、取引実情及びビジネスモデルの変化に合わせた弾力的な見直し(※4)が必要であると考えます。

※3 特許庁「日本における「類似群コード」について」

<https://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruijigun_cord_reidai.htm>

※4 特許分野においては、技術の複雑化、高度化に応じテーマコードやFタームといった情報検索のための

コードが毎年のように改訂されています。

②企業ブランドの国際的保護強化へ向けた各国間連携

日本企業のグローバルな事業活動において各企業のブランドが国際市場で適切に保護されるよう、各國省庁間の折衝を通じ、各國の商標法・商標制度の適正化やハーモナイゼーションを推進する活動を積極的に進め、支援して頂きたい。

日本企業のグローバル化とインターネット等の情報伝達手段の発展により、日本企業のブランドは、海外でもよく知られています。「よく知られている」ブランドは、商標を扱う者にとっては著名であるため、第三者による剽窃的な出願や商標権の侵害を含む模倣品の製造販売が多数見受けられます。これら第三者の行為に対し、日本企業は多額の費用と時間を費やして対応しており、この負担は重く企業活動の妨げにもなっています。

一方、多くの国・地域において、上記の第三者の行為への対応として当該商標が「著名である」ことを理由に、第三者による冒認出願や商標権侵害を排除できる制度が設けられています。例えば、権利を有していない商品・サービスに関する商標出願や第三者による不適切な商標の使用について、商標の著名性を理由に拒絶に導いたり、第三者による商標使用を中止させたりすることが、多くの国において可能です。

しかし、国・地域によっては、当該出願国または第三者による商標使用国の審査官・裁判官によって著名な商標であることが認められないこともあります。その場合、日本企業としては、第三者に自らのブランドを権利化または意に反して使用されるといった事態が生じることになります。

そこで、例えば各國の官庁が著名と認めた商標をリスト化、公開することで、そのリストを審査・裁判で参照できれば審査官・裁判官の誤認を避ける手段の一つになり得るのではないかと思料します。

ただ、このような国・地域を横断したプロジェクトを成功させるには、各國省庁間の折衝を通じた日本国官庁の後押しが必須です。

知的財産推進計画 2017 では、コンテンツの海外展開促進と産業基盤の強化の中で、模倣品・海賊版の海外における対策として「官民一体となった相手国政府への働きかけ」が掲げられているところ、商標分野においても、海外へ展開する日本企業の利益のため、各國への制度改正の働きかけはもとより横断的なプロジェクトへの働きかけに関し、日本国官庁から支援をお願いしたく存じます。

③アンブッシュ・マーケティング行為の抑止・排除体制の強化【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

④商標制度に関する悪意の商標出願への対抗環境整備【再掲】

※本意見は、昨年提出した意見と基本的に相違ありません。よって詳細は昨年提出意見を参照願います。

3. ヘルスケア産業にかかる「知的財産戦略ビジョン」・「知的財産推進計画 2018」策定に向けた意見

①医療行為の知財化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

2025～30年には、益々少子高齢化が進み、医療費の財政圧迫が続いていることが予想されます。そのような状況下、より質の高い医療が、早く・安価に提供されることを求める社会的要請は年を追って高まり、かかる要請に応えるような画期的な製品・サービスを開発し提供することが、ヘルスケア産業にさらに強く求められてくることになります。

医療分野において、従来はプレーヤーごとの役割が比較的明確であり棲み分けがなされていました。

例えば、(ア) 医師による診察・診断・カウンセリング、(イ) 医療機器、(ウ) 介護、(エ)セルフケア、(オ) 細胞移植、手術、(カ)薬、といったセグメントに分類できます。しかし、こういったセグメント間の境界が、再生医療・遺伝子治療・デジタルヘルス等の先端技術の進歩により曖昧になり、それぞれが競争関係となる場合や、あるいは相乗関係になる場合など、その関係性も様々な形態となることが予想されます。

知財保護という観点からは、従来は、「薬」「医療機器」といったものが保護に馴染むとされ、他方、診断・手術といった医療行為等は馴染まないものとされてきました。しかしながら、上記のとおり「医療行為等」も患者に提供される医療(治療)という意味では、「薬」や「医療機器」と同じ土俵にある選択肢の一つとなり、相互の関係性も高まってくることが予想されます。については、かかる医療行為も含めた医療／治療に関する様々なサービス・製品について、近未来の技術的動向・社会情勢等も想定しながら、これまでの知財の枠組みを超えて保護が必要となる場合も生じ得ると思われます。そこで、知財をドライバーとして質の高い医療が普及することにより、国民の健康が増進され、くわえて関連産業の発達にも資するといった観点から、高度な医療技術に貢献する企業に対する適切な知財保護システムを策定して頂きたいと存じます。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

次世代医療を見据えた医療特許のあり方について、医療機器・医薬・IT等の専門家を交えて議論を開始して頂きたい。例えば、医療機器・手術／介護ロボット他の技術カテゴリー上記(ア)乃至(カ)の組み合わせの中から生まれる各医療行為全体を見直して、何をもって知財(特許)とするのが、患者(国民)、社会(医療経済も含む)、産業界その他のステークホルダーにとって最適となりうるか、を議論して頂きたい。

その際、医師の免責を認めた上で、医療行為を含む発明を特許化するとした場合における効力範囲等に関する従来からの慎重論、あるいは、基盤技術については公共性を考慮し医師等の医療行為の例外化等も視野に入れ、知財システムにおけるインセンティブ付与によって、より優れた治療行為の開発が促進されるような仕組み、質の高い医療行為が広く利用されるような仕組みを構築して頂きたい。

②産官学・産学・産産 の協創

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

上記のようなヘルスケア産業の発展には、産官学・産学・産産(特に異業種間)の協創が不可欠です。そこ

で、イノベーションを創出するエコシステムの形成強化等、ビジネスによる価値創出を最大化するという文化の醸成・浸透を図って頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

産官学・産学・産産で、オープンクローズ戦略を積極的に取り入れる必要があります。標準化・パテントプール・コンソーシアムなどのオープン戦略を利用することにより、研究開発コストや社会的コストを削減し、患者（国民）に最適の医療をいち早く届けることができると考えられます。例えば、医療データや健康データ等のビッグデータについても共有できる部分については共有化・利活用を促進することにより、ヘルスケア産業各社の重複研究等を減らし、社会的コストを抑制することが予想されます。また、再生医療等の分野でも、製造や臨床試験の標準化等によって、研究開発期間の短縮や研究開発費用の削減が期待できるため、win-win の協創を実現できるようなルールや仕組みの構築を目標として頂きたい。

③情報（データ）の利活用の促進

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

先端技術の発達により、薬単体ではなく、薬と情報（データ）とを組み合わせることによって、その薬の付加価値を最大化することができると考えられます。例えば、「誰が、どこに、どのような症状で」という情報をもとに最適の治療が提供できることで薬の効果が最大化されたり、集積された情報をもとに研究開発や投与を行うことで薬の経済性の最大化（研究開発工数の削減・期間短縮、小規模開発、余計な投与の防止）を図ることができます。その結果、より価値ある薬を患者に届けることができます。このようなデータ（情報）と薬の組み合わせによるイノベーションを創出できるよう、情報提供者にインセンティブを与えつつ、情報所有者が独占・秘匿しておきたい場合にはその意思や利益を損なわないような形で、情報の共有化・利活用が進むような仕組みを構築して頂きたい。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

効率的な研究開発、効果的な薬の提供を行うためのデータ取得・利用が早く実現できるよう、官庁及びAMEDを中心に医療データ利活用の仕組みづくりやデータプラットフォームの整備を加速して頂きたい。医療データの利活用について、官民データ活用基本法、次世代医療基盤法などの制度が整いつつありますが、匿名化などにも留意しながら個人情報保護が足枷にならない仕組みづくりや運用化をお願いします。

④知財外交の強化

『(B)「知的財産戦略ビジョン」策定』に向けた意見

日本は知財先進国の一としてグローバルな知財社会の中で一定の地位・発言力を発揮してきていますが、中国を始めとする新興国が台頭し、あるいはグローバリゼーションについても多種多様な価値観が生まれてきている中で、いかにして日本のプレゼンスを維持・向上し、世界の知財制度をリードしていくかについて、中長期的視点からの戦略を策定して頂きたい。グローバルでどれだけ市場を獲得していくかが日本産業の発展には必要不可欠であり、いかに外国の知財制度、知財行政、司法判断に影響力を与えうるかということの重要性が、今後さらに高まると考えられるためです。

日本企業の進出が遅れているような新興国においては、法整備のサポートなどを通じて各国におけるイノベーションを支援することにより、日本企業の進出やプレゼンスの獲得の後押しができるよう、中長期的な戦略とプランを立てて頂きたい。

特に、データ利活用が急激に促進される将来を見据えると、国際社会全体としてデータの利活用から最大限の価値が創出できるようするためにも、国際ルール制定が重要になると考えられます。データの取得・利活用のグローバル競争も一層加速化すると思われるところ、日本も官民をあげて積極的に国際ルールの制定に参加していくことが必要であると考えます。医療データが広く利用されて創薬や人々の治療に資する仕組み作りは、すべての人に健康と福祉を届けること（国連の持続可能な開発目標（SDGs）の一つ）に資すると思われます。

『(A)「知的財産推進計画 2018」策定』に向けた意見

まずは、さらに積極的な各国知財制度への働きかけを強化して頂きたい。例えば、特許庁から駐在員の数を増やすなどして、国際機関や新興国におけるサポートなどをさらに推進し、日本国の影響力を高めて頂きたい。TPP11協定などにおいて凍結された知財条項の復活など、多国間・二国間における経済協定を通して、各国における知財条項制定に働きかけることも重要です。

日本が官民をあげて標準化などの国際ルールの制定に積極的に参加できるような土台とネットワークを構築し、グローバルで適切なルール作りをリードして頂きたい。例えば、再生医療等技術においても、日本が先導して制度や国際標準を作ることが期待されます。加えて、そのような活動ができる人材の育成・体制作りをお願いします。

特にデータ利活用が促進される将来を見据えると、データの利活用についても国際的なルール作りを日本主導で行って頂きたい。一部の米国企業のデータ独占などが懸念されているところ、日本こそ積極的にデータ利活用のルール作りをリードしていくべきです。今後のグローバルなデータ取得・利用競争の中において日本企業が活躍するためにも、日本主導で国際的なフォーラムを立ち上げるなどして積極的なルール作りをお願いします。



4. 生物多様性条約に関する体制整備

2017年8月20日から日本は名古屋議定書の締約国となり、日本企業の日本におけるビジネスに大きな悪影響を与えない国内措置も施行されました。一方、生物多様性条約または名古屋議定書の批准に基づく各国ルール（特許制度を含む）については、日本企業の、国内よりも海外でのビジネス及び知財保護に問題が生じている、あるいは、生じる可能性が高い状況に、変わりはありません。日本政府においては、日本の名古屋議定書の締約をゴールではなくスタートとして捉え、今後も各国における生物資源（遺伝資源）の利用と保護が適切に調和されるよう、積極的に関与して頂きたい。

特に、生物多様性条約の保護対象範囲及び同条約のものとの各国ルールの不明瞭さは、日本企業の生物資源（遺伝資源）に関する研究開発への投資に大きな影響を与えかねません。同研究開発及びそれに伴う知財保護の観点からも、生物多様性条約の保護範囲や特許明細書への出所開示要件に関しては慎重に検討を重ねるとともに、各国において明確かつ安定した法制度が整備されますよう、日本政府には国際会議等において積極的に締約国としての権限と責任を果たして頂きたい。

また、関係各省庁のご尽力のおかげで生物多様性に関する知財制度の情報収集は進められつつありますが、国毎に制度の有無が異なり、さらに多様な法制度が存在しており、日本企業にとっては依然として分かり難い状況ですので、引き続きこれらの収集情報の整備をお願いします。



『(B)知財戦略ビジョン策定』に関する意見

知的財産戦略ビジョンを策定するにあたり、最も大切な考え方として、将来の社会はどうあるべきかを明確にした国家としてのビジョンが先ずはあり、それを実現するために知的財産戦略はどうあるべきかを検討してゆくことである。企業において経営戦略なくして知財戦略がないように、国家においても同じことであると考える。単に環境変化から社会像を予測して、それに適合した知財戦略を考えてゆく摺合せの考え方ではなく、るべき／築き上げたい社会像を実現するために、意思を持って戦略を立て課題を洗い出し未来を切り拓いてゆくことが必要である。真の新しい社会は予想するものではなく自ら創り上げるものである。

従って、知財戦略はあくまでも国家の戦略を達成するための一手段であり、意思を持って創り上げる国家ビジョンを先ずは明確にして議論を進めてゆくべきであり、その上で、国家ビジョンを達成するための知財戦略を検討していっていただきたい。また、一旦つくり上げた後に、その知財戦略を実行し具体策を検討していく段階であっても、国家ビジョンが置き去りになり単なる知財業界の議論に終始する事がないように、将来にわたって常に国家ビジョンに基づいた知財戦略であることが明確となり続ける知的財産戦略ビジョンを策定していただきたい。

そして国家ビジョンを達成する知財戦略を検討していくにあたって、これまでの延長線上で検討するのではなく、既存の制度・運用・プラットフォームの破壊も含め、何が必要で何を変えるべきなのかを既成概念にとらわれることなくドラスティックに議論していただきたい。特に急速に進化し続けるIoT、ビッグデータ、人工知能等の技術を中心に未来を創造していく社会像は、これまでの考え方・制度・規制の範疇では立ちゆかなく、全く違う概念を導入することが必要になると思われる。

更には、経済連携の推進、オープン・イノベーションの広がり、デジタルネットワークの発達は国・リージョンという概念を打ち破り、ボーダレスな環境へ急速に変化させていくことは明らかである。よって、国家ビジョンを達成する知財戦略を検討するにあたり、日本で閉じた議論をするのではなく、世界を牽引すべくグローバルな社会像と、それを実現する知財戦略をオープンに且つ大胆に議論し、日本から世界に発信していただきたい。

最後に、その知的財産戦略ビジョンを実現させるためには、新しい知財を創造し先導できる人材が必須であり、併せて、そのような人材を育て上げるビジョンも検討していただきたい。

以上